

<事 務 連 絡>

令和2年5月28日

守山区在宅サービスセンター利用団体 各位

(福) 名古屋市守山区社会福祉協議会

事務局長 中 沢 伸 生

国・愛知県の緊急事態宣言解除に伴う

守山区在宅サービスセンター利用再開及び、【新】ガイドラインのご案内

まだまだ予断を許さないコロナウイルス感染拡大状況ではありますが、本市においては、少しずつではありますが収まりつつあります。皆さまにおかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、長い間、ご迷惑をおかけしておりました標記の「守山区在宅サービスセンター利用再開」につきまして、【新】ガイドラインに基づく利用方法による利用を、令和2年6月1日（月）から再開することとしましたので、ご報告いたします。

ただし、定員は従来の1／2程度、呈茶や食事の提供は禁止など、かなり制限された新たな利用方法となっております、詳しくは【新】ガイドラインをご覧くださいませ。

我々としましても、従来の地域福祉活動で訴えてきた内容と真逆な方向であり、釈然としない思いが募るばかりですが、100年に1度という世界的に特殊な状況下であり、皆さまとともに少しでも早い終息を目指して頑張りたいと思います。

何卒、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等ありましたら、お気軽に下記までご連絡くださいませ。

【問い合わせ先：(052) 758-2011<光森・馬場>】

◆新型コロナウイルス感染拡大防止 守山区在宅サービスセンター使用ガイドライン◆

令和2年5月27日現在(守山区社会福祉協議会)

※本ガイドラインは、平成19年4月1日施行「守山区在宅サービスセンター使用要綱」に基づく、新型コロナウイルス感染拡大終息までの時限的ガイドラインです。

※本ガイドラインは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等通知及び、名古屋市所管課及び名古屋市社会福祉協議会からの通知等に基づいています。

※よって、上記が緩和等変更されれば、順次、下記対応についても変更していきます。
(特に新型コロナウイルス感染拡大第2波による国・県からの緊急事態宣言が再度、発令された場合には、全面的に使用禁止の措置に戻りますのでご注意ください)

1 部屋使用(貸出)再開日 令和2年6月1日(月)から

2 対象部屋及び臨時定員(通常定員のおよそ1/2)

<貸出部屋等>

- ① 2階ボランティアルーム・・・・・・・・・・15人程度
- ② 3階調理実習室・・・・・・・・・・10人程度(≒3人×3調理台)
(※「ひまわり」さん使用調理台2台除く)
- ③ 3階研修室(北)・・・・・・・・・・15人程度
- ④ 3階研修室(南)・・・・・・・・・・15人程度
- ⑤ 2階点訳室・・・・・・・・・・3人程度
- ⑥ 2階音声訳室・・・・・・・・・・3人程度
- ⑦ 3階ボランティア連絡協議会事務室・・・・・・2人程度
- ⑧ 2階ロビー等[土曜在セン開所日]・・・・・・5人程度
- ⑨ 2階相談室(大)[土曜在セン開所日]・・・・・・5人程度
- ⑩ 3階調理実習室前ロビー等(喫茶不可)・・・・・・3人程度

<その他部屋等>

- ① 2階相談室(小)・・・・・・・・・・3人程度(～7月末貸付相談専用)
- ② 2階事務室内 連絡調整室・・・・・・・・・・4人程度

3 使用(貸出)方法等

- ① 利用前に自宅等で検温し、37.5度以上の発熱症状や、咳や倦怠感等があり体調不調が見受けられる場合は、利用(来所)を中止し、利用団体等責任者へ電話等にて必ず報告してください。
*事務局にて、非接触型体温計を用意する予定ですので、必要に応じて貸出を申し出てください。
- ② 報告を受けた利用団体等責任者は、必要に応じて保健センター等に連絡し指示を受けてください。また、諸所の状況を踏まえ利用の可否を再検討・判断し、事務局まで必ず報告してください。
- ③ 利用前に必ず事務局カウンターに寄って、別紙「部屋等使用簿」を受け取り、予定利用人数を口頭で報告してください。2に記載する(臨時)定員を超える利用人数が見込まれる場合は、原則、使用不可となります。
- ④ 各部屋の自動換気扇ボタンは常時入りとし、出来れば部屋入口のドアは開放してください。また、空調(冷暖房)機を使用していたとしても、30分に1回5分程度の換気(窓開放)に努めてください。各部屋に設置予定の扇風機2台を常時入りとし、換気等に活用してください(調理実習室は衛生面にも注意!)

- ⑤ 利用者は必ずマスクを着用してください、また、咳エチケットや手洗い・うがいを徹底してください、入室時に入口付近に設置してあります消毒液を必ず使用してください。
- ＊マスクについては、数に限りはありますが、必要な場合は事務局まで申し出ていただければ、不織布マスク（使い捨て）を配布します。
- ⑥ 利用者同士の距離をできる限り空け（1～2m）、密集・密接を避けるよう工夫してください（例：150～180 cm机では座席は3人掛けではなく2人掛けまで）。
- ＊調理実習室については、「ひまわり」さん使用の調理台2台を除き、講師用調理台を含めた全5台のうち3台までの調理台を〈の字或いは、〉の字で、原則、使用してください（調理台1台の定員は3人まで）。
- ＊元々の利用人数が多い場合は、時間制で利用者が入れ替わる等の工夫をしてください（例：はつらつ長寿推進事業では、従来は定員30人2時間で一度に実施していたのを、2グループに分けての1時間ずつで実施）
- ⑦ 近距離での会話や、大声での発声、食事や呈茶の提供、呼気が激しくなるような運動は原則、避けてください（例：歌や体操のプログラムは従来通りの実施方法では不可となります）。
- ＊2階ボランティアルームで離れて座っての会議等で、どうしても必要な場合は、空き状況に応じてマイクセットの貸出しが可能です、他の在セン利用者等の迷惑にならないよう配慮してください。
- ⑧ 会議やプログラムの実施時間については、出来る限り長時間使用を避けてください（可能であれば、1時間以内の実施を心掛けてください）。
- ⑨ マスク着用による熱中症等に注意し、利用者へのこまめな水分補給等の機会提供に配慮してください。
- ⑩ コロナウイルス感染拡大防止の観点から、別紙「会議等参加者名簿」に、利用者全員の氏名・連絡先を記入し、主催団体で保管してください。事務局からの要望等必要に応じて、速やかに提出できるよう、しばらくの間保管してください。
- ⑪ 部屋使用後は、机や電気のスイッチ、ドアの取っ手等不特定多数の人が触るものや、参加者が共同で使用したものの消毒を必ず行ってください。消毒終了後、「部屋等使用簿」にチェックを付けた上で、事務局まで返却してください。

4 特殊な使用(貸出)方法等

- ① 守山区社協PR協力ボランティア活動（第2・4土曜日在セン開所事業）
- ＜第2土曜日 AM＞
- ・折り紙教室（2階ボランティアルーム）〈「あやとり」さん〉
⇒定員15人以内に変更可能であれば、実施【可】
 - ・子ども点字教室（2階相談室(大)）〈「わらべ」さん〉
⇒定員5人以内なら、実施【可】
 - ・声の図書（事務所入口前廊下）〈「ひばり」さん〉⇒そのまま実施【可】
- ＜第4土曜日＞
- ・健康もりもりリッス体操クラブ（AM 3階研修室）〈長谷川さん〉
⇒定員30人以内とし、利用者同士の接触なしで激しくない体操プログラムに変更可能であれば、実施【可】
 - ・おもちゃ病院（2階ロビー・2階相談室(大)、PMのみ2階ボラールーム）
〈「どんぐり」さん〉
⇒2階ロビーの修理受付等場所の人数（机・椅子等）をおよそ半数の規模に変更可能であれば、実施【可】
 - ・手芸教室（AM 2階ボラールーム）〈山口さん〉
⇒定員15人以内に変更可能であれば、実施【可】

- ・ ボランティア連絡協議会幹事会（PM 3階研修室）〈「ボラ連」さん〉
⇒定員30人以内であれば、実施【可】
- ・ 防災ボラネット守山定例会（PM 3階研修室）〈「チーム守山」さん〉
⇒定員30人以内であれば、実施【可】
- ② 社協会場わいわいサロン[体操]（第2金曜 AM 3階研修室）
〈「県健康づくりリーダー」さん〉
⇒定員30人以内とし、利用者同士の接触なしで激しくない体操プログラム
に変更可能であれば、実施【可】
- * 同日時にコープ小幡会場で実施している「わいわいサロン」については、会場
使用時における責任の明確化が困難なため、コープ小幡会場の使用ルール等に
基づき、当面の間、【中止】とします。
- ③ ひまわり喫茶・食堂（11:30～13:00 頃 3階ロビー）〈「ひまわり」さん〉
⇒調理実習室の定員（≒3人×調理台2台）を順守した上での、在セン利用
ボラさん・職員向けランチ用弁当の販売であれば、販売相手の氏名・連絡
先の報告（職員は氏名のみ）必須の上で【可】
- * 従来のデイサービス利用者も含む喫茶・食事提供は【不可】とします。
- ④ うたいましょう[歌]（月1回不定期 3階研修室）〈第3次計画事業〉
⇒原則、屋内での多人数で歌う活動は、実施【不可】

※なお、本項目4について、上記はあくまで守山区在宅サービスセンター上の使用基準
であって、協力ボランティア・各種団体の実施可否等の判断については、各団体の意
向を尊重します。

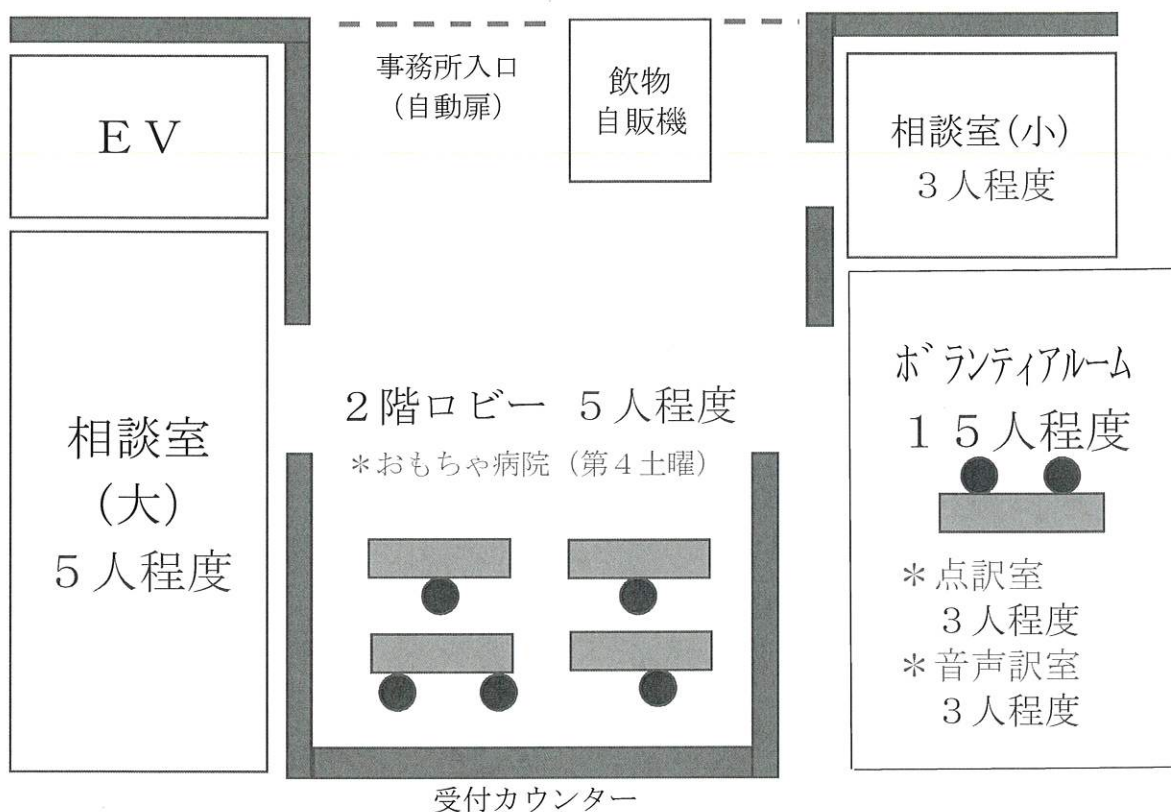
5 その他

- ・ 貸出対応部屋の12時～13時の昼休み時については、コロナウイルス感染拡大対
策の一環として、職員の分散休憩(昼食)用として使用します。
- ・ 本ガイドラインを遵守しない等、非協力的な対応があった場合には、当該団体の守
山区在宅サービスセンターの使用について、（一部）制限することもあります。

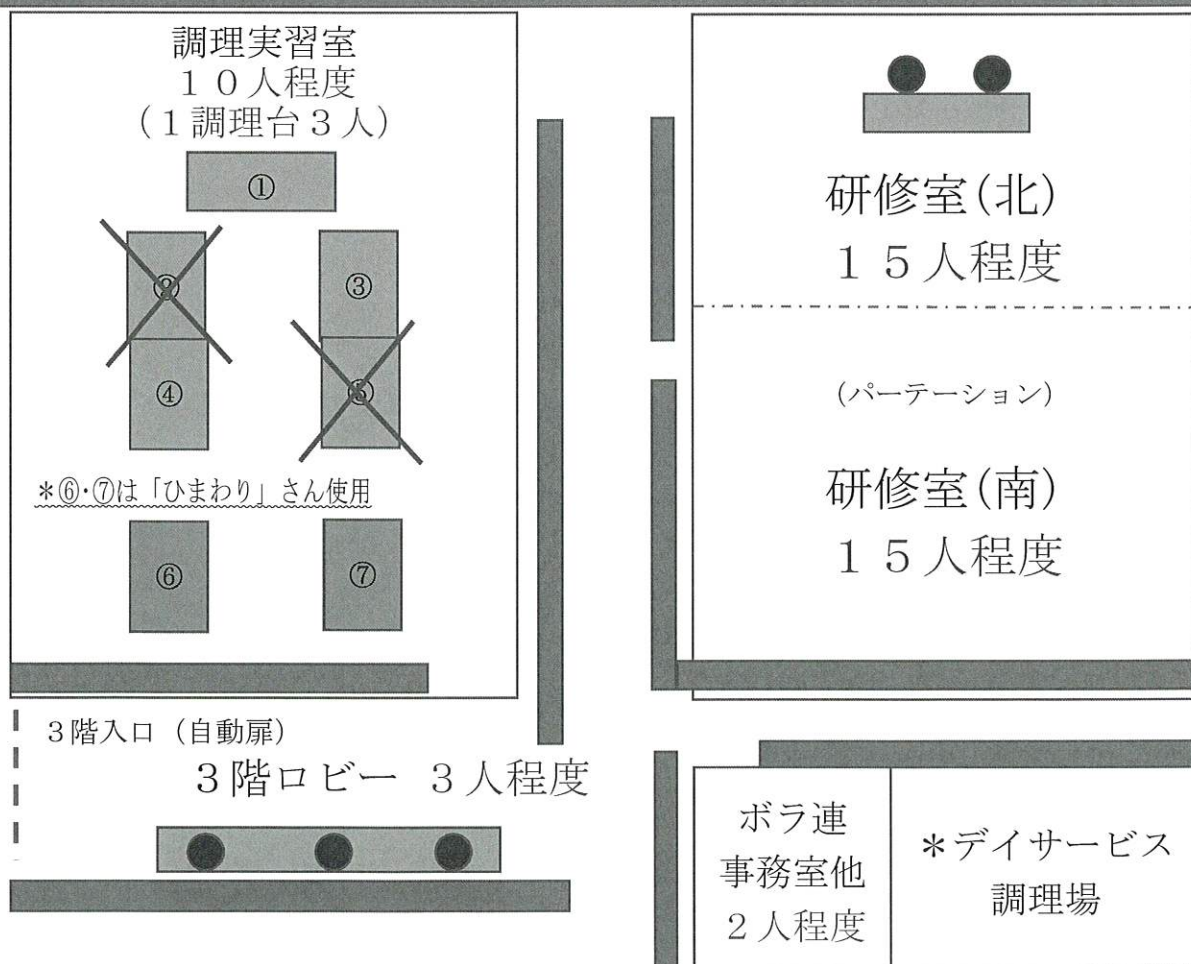
<附 則>

本ガイドラインは令和2年6月1日より、適用します。

2階レイアウト・定員図（参考）



3階レイアウト・定員図（参考）



部 屋 等 使 用 簿

使用部屋等〔 _____ 〕

使用団体名			使用責任者		
使用日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分				
集 会 名	「 _____ 」				
記 録 ・プログラム ・議 題 等					
出席者数	合 計		人		

〈部屋等使用チェックリスト〉

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項】

部屋等の使用にあたり、次の点を確認してください。

- ☐ 自動換気扇のスイッチは常時「入」とし、室内にある扇風機を換気用として使用する。
- ☐ 使用中はできる限り窓を開けたままにする、もしくは少なくとも30分に1回以上、5分程度窓を開けるなどし、換気をする。
- ☐ 部屋の通常定員のおよそ2分の1以下の人数で使用し、人と人の距離を十分に確保する。
- ☐ 参加者に入室前に部屋入口前に設置された消毒液を使って、消毒をしてもらう。
- ☐ 参加者に手洗い・うがいを励行し、必ずマスクを着用するなどウイルスの飛沫・付着を予防してもらう。
- ☐ 参加者に体調不良、発熱(37.5℃以上)のある方がいないか確認する。
- ☐ 大声での発声、会話時等の密集・密接をしないよう注意喚起をする。
- ☐ マスク着用による熱中症等の注意喚起を行い、参加者へのこまめな水分補給を促す。
- ☐ 感染追跡調査を可能とするため、「会議等参加者名簿」を使って、参加者の連絡先を把握する。
- ☐ 部屋等使用後は、机や電気のスイッチ、ドアの取っ手等不特定多数の人が触るものの消毒をする。

部屋を使用した後、次の点を点検してください。

- ☐ 机、いすや物品はきちんと整頓されていますか。
- ☐ 机の上はよごれていませんか。よごれていたら雑巾をかけてください。
- ☐ ホワイトボードはきれいですか。元の場所に戻しましたか。
- ☐ 案内板(ホワイトボード)は元の場所に戻しましたか。
- ☐ 湯呑みなどはきれいに洗い、湯沸室へ返しましたか。
- ☐ 部屋の中に忘れ物はありませんか。
- ☐ 空調機の電源切、消灯、窓の戸締まりはしましたか。

(守山区在宅サービスセンター)

会議等参加者名簿

(守山区在宅サービスセンター)

●この名簿は、主催団体で保管してください。

使用団体名		使用部屋	
使用日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
集 会 名	「 」		
出席者数	人		
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	
参加者名		連絡先	

※必要部数をコピーしてお使いください。